

令和8年7月15日

報道機関 各位

個人情報の漏えいについて

勿来支所市民課窓口において、第三者に個人情報を誤って漏えいする事案が発生しました。ここに深くお詫び申し上げますとともに、今後再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

令和8年7月2日（木）、勿来支所市民課窓口において請求のあった交付書類に誤って第三者の個人情報が記載された書面（住民票）を混在させて交付したことにより、漏えいしたものです。

令和8年7月7日（火）に、その第三者から当該書面が混在していた旨の申し出があり本事案が発覚いたしました。

なお、誤って交付した書面は既に回収済みであり、これ以上の漏えいはないものと考えております。

2 書面に記載された情報

世帯主、現住所、氏名、生年月日、性別、続柄、住民となった年月日、本籍、筆頭者、新住所

3 原因と再発防止策

請求された書類を交付する際に、第三者の別の書面が混入していることに気づかないまま、請求者に交付してしまったことによるものです。

再発防止に向けて、改めて事前の複数職員による突合作業を徹底するとともに、交付の際は、申請した書類で相違ないか確認する等の手順を着実に行ってまいります。

4 その他

個人情報が漏えいした方に対しては、お詫びと説明を行いました。

今後このような事態が発生しないよう、適正な事務処理と個人情報の管理に努めます。

（事務担当）

勿来支所市民課市民係

電話 0246-63-2111